

第4回智頭町議会臨時会会議録

令和5年11月30日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第107号 専決処分について
- 第 5. 議案第108号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第8号）
- 第 6. 議案第109号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7. 議案第110号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8. 議案第111号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 9. 議案第112号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 第10. 議案第113号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第11. 議案第114号 令和5年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第12. 議案第115号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第13. 議案第116号 職員の給与に関する条例の一部改正について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第107号 専決処分について
- 第 5. 議案第108号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第8号）
- 第 6. 議案第109号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7. 議案第110号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

号)

第 8. 議案第111号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

第 9. 議案第112号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)

第10. 議案第113号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算(第3号)

第11. 議案第114号 令和5年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号)

第12. 議案第115号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

第13. 議案第116号 職員の給与に関する条例の一部改正について

1. 会議に出席した議員(10名)

1番 仲井 莖	2番 西尾 寿樹
3番 岡田 光弘	5番 宮本 行雄
6番 田中 賢	7番 谷口 翔馬
8番 波多 恵理子	10番 大河原 昭洋
11番 安道 泰治	12番 谷口 雅人

1. 会議に欠席した議員(1名)

4番 藤田 浩祐

1. 会議に出席した説明員(8名)

町 長	金 兒 英 夫
副 町 長	矢 部 整
病院事業管理者	葉 狩 一 樹
総務課長	國 岡 厚 志
税務住民課長兼水道課長	西 川 公 一 郎
福祉課長	山 本 洋 敬
総務課参事	川 本 均
病院事務部長	福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員(2名)

事務局長 福安充子
書記 古田光一

開会 午後 3時00分

開会 あいさつ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第4回智頭町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、岡田光弘議員、5番、宮本行雄議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項に基づき、令和5年9月分から10月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会が、去る令和5年10月25日から26日に開会され、議案4件が可決されました。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会が、去る令和5年11月21日に開催され、議案4件が可決されました。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、本臨時会の説明につきましては、11月28日付をもって、町長に出席の要求をしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第107号から日程第13．議案第116号まで 10議案
一括上程

○議長（谷口雅人） これから、議案第107号 専決処分についてから、議案第116号 職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの10議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、第4回臨時町議会を召集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、専決処分についてです。

議案第107号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第7号）については、芦津地内の林道への落石等の緊急対応に要する経費を措置しており、230万円の増額補正となっています。

次に、補正予算についてです。

議案第108号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第8号）については、各費目にわたって、令和5年人事院勧告を踏まえた職員給及び期末手当並びに勤勉手当の改定に伴う経費を措置するもので、補正予算額は、2,525万5,000円の増額であり、補正後の予算総額は、71億682万2,000円となります。

議案第109号から議案第114号までは、特別会計及び企業会計の補正予算についてです。いずれも各費目にわたって、令和5年人事院勧告を踏まえた職員給及び期末手当並びに勤勉手当の改定などに伴う人件費の調整を措置しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第115号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当を0.1月分引き上げるものです。

議案第116号 職員の給与に関する条例の一部改正については、令和5年人事院勧告を踏まえ、給料表の改定を行うほか、期末手当並びに勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げるものです。

以上、本議会に提案しました議案の概要を説明しました。詳細については主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第107号から、日程第13、議案第116号までの10議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第4、議案第107号 専決処分についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案第107号 専決処分についてでございます。

専決処分書 1 ページをご覧くださいと思います。

令和 5 年 10 月 6 日付で専決処分を行っております。令和 5 年度智頭町一般会計補正予算（第 7 号）でございます。

歳入歳出の総額を 230 万円増額し、それぞれ 70 億 8,156 万 7,000 円とするものでございます。

7 ページをご覧ください。

農林水産業費の林道費で、本年 9 月 16 日に発生した芦津地内の林道中ノ津線への落石等の緊急対応に要する経費を措置しており、230 万円の増額補正となっています。財源としましては、6 ページのとおり、地方交付税で措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 5、議案第 108 号 令和 5 年度智頭町一般会計補正予算（第 8 号）の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、補正予算書 1 ページをご覧ください。

議案第 108 号 令和 5 年度智頭町一般会計補正予算（第 8 号）歳入歳出の総額に、2,525 万 5,000 円を増額し、それぞれ 71 億 682 万 2,000 円とするものです。

まず、歳出についてですが、別に配付をしております令和 5 年度 11 月補正予算概要と補正予算書により説明をさせていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承ください。

いずれも、各費目にわたって、令和 5 年人事院勧告を踏まえた職員給及び期末手当並びに勤勉手当の改定などに伴う人件費の調整を計上しています。

また、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、公共下水道事業会

計、農業集落排水事業会計及び水道事業会計の各会計について、人件費を調整したことにより、それぞれの会計への繰出金の増額措置をしております。

歳入につきましては、予算書7ページのとおり、地方交付税のほか、国県支出金、繰入金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の2区分に分けて行います。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

程第6、議案第109号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第109号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算書28ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億5,959万7,000円とするものです。

歳出につきましては、34ページをご覧ください。

一般管理費で、令和5年人事院勧告を踏まえた職員給及び期末手当並びに勤勉手当の改定に伴う人件費の増額を措置しています。

財源につきましては、33ページをご覧ください。

繰入金で増額を措置しています。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第110号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長(山本洋敬) 議案第110号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

補正予算書38ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億2,587万4,000円とするものです。

歳出につきましては、45ページをご覧ください。

一般管理費及び介護予防ケアマネジメント事業費、認知症総合支援事業費、介護予防支援費、一般会計繰出金で、令和5年人事院勧告を踏まえた職員給及び期末手当並びに勤勉手当の改定に伴う人件費の増額を措置しています。予備費では、財源調整のため予備費の減額を措置しています。

財源につきましては、43ページをご覧ください。

国庫支出金及び支払基金交付金、県支出金、繰入金、介護予防サービス収入で増額を措置しています。

以上で説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第111号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計補正予算(第2号)の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長(西川公一郎) 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第111号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計補正予算(第2号)で

ございます。

収益的収入のうち、下水道事業収益の営業外収益を7万6,000円増額し、1億5,709万6,000円としております。収益的支出のうち、下水道事業費用の営業費用を7万6,000円増額し、2億792万8,000円としております。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、下水道事業費用のうち、総経費について、令和5年人事院勧告を踏まえた人件費の調整を計上しており、収益的収入につきましては、他会計補助金を措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第112号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第112号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）でございます。

収益的収入のうち、下水道事業収益の営業外収益を13万8,000円増額し、1億9,943万8,000円としております。収益的支出のうち、下水道事業費用の営業費用を13万8,000円増額し、2億2,472万6,000円としております。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、下水道事業費用のうち、総経費について、令和5年人事院勧告を踏まえた人件費の調整を計上しており、収益的収入については、他会計補助金を措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第113号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算(第3号)の補足説明を求めます。

西川水道課長。

○税務住民課長兼水道課長(西川公一郎) 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第113号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算(第3号)でございます。

収益的収入のうち、水道事業収益の営業外収益を24万8,000円増額し、2,600万8,000円としております。収益的支出のうち、水道事業費用の営業費用を24万8,000円増額し、8,048万2,000円としております。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、水道事業費用のうち、総経費について、令和5年人事院勧告を踏まえた人件費の調整を計上しており、収益的収入につきましては、他会計補助金を措置しております。

以上でございます。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第114号 令和5年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号)の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長(福安教男) 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第114号 令和5年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号)でございます。

第2条の収益的収入及び支出ですが、支出予定額の医業費用、老人保健事業費

用、訪問看護事業費用の事業費の間で予算額の調整を行い、病院事業費、病院事業費用全体では、補正額ゼロ円としております。

14ページをご覧ください。

医業、老人保健、訪問看護の事業費の間で、給料、報酬と退職手当の予算額の調整を行っております。退職者に係る退職手当特別負担金が増となったため、給料の減額分を充てて調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第115号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書1ページをご覧ください。

議案第115号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことを踏まえ、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当支給月数、年間3.3月分を年間3.4月分に0.1月分引き上げることについて、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書2ページをご覧ください。併せて、議案説明資料概要の1ページ上段もご覧ください。

改正条例第1条の改正は、令和5年12月期の期末手当支給月数を1.75月分とするものであり、同第2条の改正は、令和6年度以降は、6月期、12月期とも1.7月分とするものであります。

施行期日は、公布の日からでありますので、令和5年度6月期の支給月数は、改正前の1.65月分のままであり、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するため、第2条による改正については、令和6年度以降に適用されるものであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第116号 職員の給与に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、議案書3ページをご覧ください。

議案第116号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和5年人事院勧告を踏まえ、職員給及び期末手当並びに勤勉手当支給月数、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書4ページをご覧ください。また併せて、議案説明資料概要の2ページをご覧ください。

改正条例第1条は、令和5年12月期の期末手当支給月数を1.25月分とするものであり、同第2条の改正は、令和6年度以降は、6月期、12月期とも1.225月分とするものであります。

また、令和5年12月期の勤勉手当支給月数を1.05月分とするものであり、同第2条の改正は、令和6年度以降は、6月期、12月期とも1.025月分とするものであります。

施行期日は、公布の日からでありますので、令和5年度6月期の支給月数は改正前のままであり、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するため、第2条による改正については、令和6年度以降に適用されるものであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時26分

再開 午後 3時29分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第4、議案第107号 専決処分についての討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第5、議案第108号 令和5年度智頭町一般会計補正予算（第8号）の
討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第6、議案第109号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第2号）の討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第110号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第111号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計補正予算
(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第112号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算
(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第113号 令和5年度智頭町水道事業会計補正予算(第3

号) の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第114号 令和5年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号) の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第115号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第116号 職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午後 3時37分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和5年11月30日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 岡 田 光 弘

智頭町議会議員 宮 本 行 雄